

第 2 回審議での指摘事項とその対応（私のしごと館）

指摘事項 1

- モニタリングの結果、要求水準を満たしていない場合、直ぐに改善を求めるのではなく、機構の判断を行う過程が入っていた方が良いのではないか。

【上記ご指摘に対する修正案】

私のしごと館実施要項案 …… P 4

（４）機構が行う必要な助言、協力

民間事業者は、次のイ又はロの場合、速やかに業務の改善策を作成・提出し、機構の承認を得た上で実施するものとする。なお、民間事業者は、改善策の作成及び実施にあたり、機構に対して必要な助言、協力を求めることができる。

イ 機構が、民間事業者からの報告に基づき、良かった旨の評価が 80% に満たないことを確認した上で、業務の改善が必要と判断し民間事業者にそれを求めた場合。

ロ 機構が、事業実施を随時モニタリングし、企画書記載事項の不履行を認めた上で、業務の改善が必要と判断し、民間事業者にそれを求めた場合。

指摘事項 2

- 委託費の支払方法が不明確（契約書案の特約条項との関係含む）（私のしごと館）

【上記ご指摘に対する修正案】

私のしごと館実施要綱案 …… P 2 ～ 3

ホ 委託費等

体験事業の実施に必要な経費（以下「体験事業実施経費」という。）は、下記（イ）によりしごと館から委託費として支払う。

また、当初想定した体験事業の規模を上回る規模で体験事業を実施した場合、下記（ロ）により算出したインセンティブを支払う。

（イ）委託費の支払い

「 6（２）」に示す企画書に記載した配置人員で体験事業を実施した場合、しごと館は、「 10（１）」に示す各種報告書によりその旨確認し、委託費を支払うことを原則とする。尚、支払額は、契約金額を契約年月数で除した金額を月別委託料として支払う（以下「基本金額」という）。ただし、均等割に端数が生じるときは、契約年度の最終月において調整する。

ただし、企画書に記載した配置人員通りに実施しなかった場合は、上記の

基本金額に、企画書記載の配置人員と実際の配置人員の差異分に各種別の時間単価（注）を乗じた金額を加算または減額して支払う。すなわち、実施要項の別紙１「体験事業の規模」に記載された各定員の上限を上回る体験希望者により企画書に記載した配置人員より多くの人員で対応すべき合理的事由が発生した場合、増加人員数分を追加で支払う（逆の場合は減額）。

（注）各種別の時間単価とは、現場管理者、体験指導員、チーフ、スタッフの時間単価のことをいう

（ロ）インセンティブの支払い

体験利用者実績数が上記（２）ロの規模を上回る場合は、委託金額計画額（５職種体験事業計画額）から落札した民間事業者との契約金額を差し引いた額の範囲内で、次のとおり報奨金を年度ごとに支給することとする。

・報奨金は、年度ごとに算出し、全職種の体験利用者実績数が体験事業の規模（延べ定員）に比べ増加の割合により算出するものとする。

５％～１０％アップした場合…	$A \times 0.1$ （報奨金）
１１％～２０％アップした場合…	$A \times 0.2$ （　＼　）
２１％～３０％アップした場合…	$A \times 0.3$ （　＼　）
３１％～４０％アップした場合…	$A \times 0.4$ （　＼　）
４１％以上	… $A \times 0.5$ （　＼　）

$$A = (\text{５職種体験事業計画額} - \text{契約金額}) \div 3 \text{年契約}$$

指摘事項 ３

評価表の得点配分を提案内容の程度に応じて配点できるようにする必要があるのではないか。

【上記ご指摘に対する修正案】

- 加点項目について、提案内容の程度に応じて配点できるよう評価基準を見直し、対応する。

私のしごと館実施要項案　・・・別紙 ４

別添のとおり

指摘事項 ４

- 賠償責任の部分の書き方について

【上記ご指摘に対する修正案】

私のしごと館実施要綱案・・・P 13

- (1) 民間事業者は、本契約を履行するに当たり民間事業者、その役員、職員その他本契約の履行に従事する者の故意又は過失により第三者に損害を加えたときは、当該損害に対する賠償の責めに任ずるものとする。この場合において、機構が当該損害に対する賠償の責に任じたときは、民間事業者は、機構の求償に応じなければならない。

ただし、当該損害の発生が機構の責に帰すべき理由による場合は、この限りでない。

指摘事項 5

- 私のしごと館のキャパシティの変動に関しての疑問

【上記ご指摘に対する説明】

- キャパシティとは、体験事業の規模（実施要項 別紙 1 ）を意味し、（実施要項 別添 5 ）についてもキャパシティと表記していたのを、体験事業の規模と修正する。
- 平成 15 年度と平成 16 年度、17 年度の数字の差は、平成 15 年度がオープン年であり、稼働日数が約半年であるため。
- 平成 16 年度と平成 17 年度の数字の差は、年度当初の体験事業の規模の計画が異なるため。特に、雑誌編集の仕事とプログラマーの 2 つの体験職種については、平成 16 年度実施の結果、夏休みと冬休みの定員割れを考慮し、この間の定員を低く計画したことによる差である。

以上

評価表（体験事業）

評価項目・評価の視点		評価基準	得点配分		得点	備 考
			基礎点 (必須)	加点		
基本的 事項等	事業実績等					
	過去の体験事業に資する実績から見て、安定した体験事業の運営が見込まれていること	基本的な管理・組織体制		0～5		他の文化施設等での経験と実績
	管理・組織体制					
	a 現場管理責任者					
	体験指導体制等の体験事業全般に係る現場管理の責任者を配置できる体制が講じられていること	監理・監督体制	0/20			体験事業全般に係る責任者を必ず1名置くこと
	b クレーム・緊急時対応					
	体験利用者のクレーム対応、緊急時の対策について、創意工夫が反映された適切な体制が講じられていること	顧客満足度の確保		0～5		防犯、防災その他緊急時の対策についての適切な措置
	c 研修制度					
	体験指導員等の研修計画は整っていること	研修計画及び実績		0～5		体験指導員等のスキルアップのための研修ノウハウの充実
体験 事業 内容等	実施時期及び体験時間					
	実施時期が体験計画に沿ったものであり、1回あたりの体験時間が1時間となっていること	基本的な管理・組織体制	0/15			基本的に他の35職種の時間帯に合わせていること
	体験マニュアル					
	マニュアルが体験マニュアルを参考にしているものであること	しごと館マニュアルとの整合性	0～15			他の35職種の内容比較において、職業意識啓発等の所期の目的を逸脱していないこと（他の職種とのバランス）
	体験準備及び受け入れ体制					
	利用者が安全で快適な体験ができるよう運営体制を整えたとともに、予約状況の変化に伴う適切な対処ができていること	体験指導員等への連絡体制、予約変更に対する対処		0～5		予約状況の過不足の発生による対応
	体験内容及び実施規模					
	利用者の対象に沿った解りやすい体験内容と実施規模に対する工夫が見られること	体験内容の解り易さ		0～5		対象利用者は若年者（中・高校生）が主であること
	実施体制（体験指導員等の人数、経歴、資格、経験等を含む。）					
	体験指導員等は類似の実務経験があり、人数、経歴等実施体制が適切に整っていること	体験指導員数、実務経験		0～5		体験指導員の数は適当で、不測の事態に対応できること
	実施方法（準備時間、材料等）					
	体験準備から後片づけに要する時間及び材料等の管理体制が適切に講じられていること。	時間管理・物品管理		0～5		備品・消耗品等の管理・請求
	体験終了後の検証（利用者の満足度調査等を含む。）					
	体験終了後の利用者に対し、満足度調査等を実施して、今後の体験事業に資する取り組みができる体制が講じられていること	体験事業への提案		0～5		今後の体験事業に資するサポート力
その他	市場化テストの実効性を確保するための能力等					
	事業の実施に当たり、創意工夫が発揮され、より効果が期待される提案があったか。（体験事業の質の向上、経費縮減等の可能性等）	創意工夫		0～10		質の維持・向上（新たなマニュアル開発に資するもの）、 経費縮減（材料の工夫や調達の方法）
合計得点			50	50	0	